

ともにつくろう みんなの夢大地

さらべつ議会

令和元年11月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

170



総務厚生常任委員会調査

7月23日総務厚生常任委員会は所管事務調査を行いました。障がい者就労支援施設運営会社を訪問し、運営状況等について説明を受けました。

第3回定例会……………2

平成30年度6会計決算を認定

委員会レポート……………4

審議結果……………5

一般質問……………6

6人の議員が6項目について
質問

意見書を提出……………13

国、道に対して意見書を提出
しました

議会日誌……………14

一般会計

歳入48億8326万4千円 歳出46億8844万5千円

第3回定例会

平成30年度 6 会計決算を認定

第3回定例会は、9月10日から19日までの10日間の会期で行われました。

開会日の10日は、報告、専決処分の承認、人事案件、条例の改正6件、一般会計ほか2特別会計補正予算、一般会計ほか5特別会計決算の認定について審議されました。12日・17日は引続き各会計決算認定が審議されました。最終日の18日は、意見書案6件が審議されました。また、6人の議員が6項目について一般質問を行い、村長の見解を質しました。提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残り、閉会しました。

報告

▼平成30年度更別村財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告
平成30年度の決算について、健全段階と判定された旨の内容が議会に対して報告されました。

専決処分の承認

▼一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認
福祉の里温泉の井水加圧給水ポンプが故障したため、早急に更新を行う必要があり、専決処分により緊急に予算を補正したことから、議会の承

認を求めるものです。

任命同意

▼教育委員会委員の任命同意
教育委員の任期満了に伴い次の方の任命に同意しました。
南更別区 寺井麻利子氏

条例の改正

▼印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定
印鑑登録の抹消に該当するもののうち、氏の変更にについては旧氏変更も含むこととするなどの改正を行うものです。

▼特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定
10月からの幼児教育、保育の無償化の施策が行われるため、満3歳以上教育・保育給付認定子どもの副食費の一部無償化など関係する条文を改めるものです。

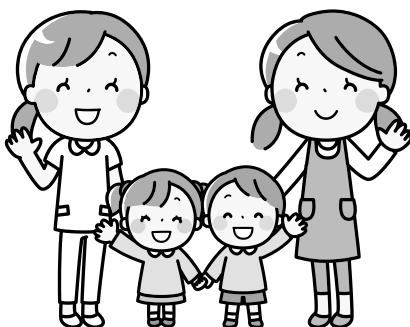
▼更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定
10月からの幼児教育、保育の無償化の施策が行われるため、教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもに係る保育料を零とするなど関係する条文を改めるものです。

▼保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定
10月からの幼児教育、保育の無償化の施策が行われるため、新規に設けられた子育てのための施設等利用給付実施のための文言整理など関係する条文を改めるものです。

▼家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正により、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和など関係する条文を整理するものです。

▼更別消防団員の定員、任免給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定
地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人又は被保佐人であることを団員の欠格条項とする規定を改めるものです。



補正予算

▼一般会計補正予算(第4号)

主には、財政調整基金積立金、畑作構造転換事業助成金の増額で、2億2千678万3千円の追加補正を行い、総額47億5千748万7千円となるものです。

▼国民健康保険特別会計補正

予算(第3号)

【事業勘定】

主には、財政調整基金積立金の増額で、1千695万3千円の追加補正を行い、総額5億4千79万2千円となるものです。

【診療施設勘定】

主には、国保診療所修繕費の増額で、21万4千円の追加補正を行い、総額3億2千103万9千円となるものです。

▼介護保険事業特別会計補正

予算(第2号)

【事業勘定】

主には、介護保険事業基金積立金、過年度過誤納還付金の増額で、395万7千円の追加補正を行い、総額3億6千320万9千円となるものです。

決算認定

▼平成30年度一般会計歳入歳出決算認定

▼平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

▼平成30年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

▼平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

▼平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

▼平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

以上の6件は、3日間の審議の結果、全て認定されました。

監査委員の審査意見

監査委員は、毎会計年度、村の決算が正しく行われているか審査し、村長に意見書を提出します。村長は、監査委員の意見書を付けて、決算書を議会に提出し認定を受けます。

… 意見書の概要（審査結果） …

審査に付された平成30年度一般会計ほか3特別会計の歳入歳出決算に関し、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金管理運用状況調に基づき審査を行い、また、2つの公営企業会計決算に関し、決算報告書、財務諸表、事業報告書、附属明細書等に基づき審査を行った結果、計数に誤りは認められなかった。また、健全な財政運営に努めるとともに、基金の運用についても適正に執行されていたと認められた。

詳しくは会議録で

会議の詳しい内容は会議録をご覧ください。会議録は議会事務局で閲覧できます。また、村のホームページでもご覧いただけます。

平成30年度各会計決算

(単位：千円)

会 計 別			歳 入	歳 出
一 般 会 計			4,883,264	4,688,445
特 別 会 計	国保会計	事 業 勘 定	552,526	535,472
		診 療 施 設 勘 定	311,300	311,200
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業		57,094	57,057
	介護保険	事 業 勘 定	350,161	347,093
		サービス事業勘定	2,126	2,081
合 計		1,273,207	1,252,903	
企業会計	簡 易 水 道 事 業		133,253	146,461
	公 共 下 水 道 事 業		224,899	266,690

委員会レポート

総務厚生常任委員会

▼調査事項

障がい者就労支援について

▼調査期日

7月23日

▼調査結果

(1)株式会社maiハーマニー
グループホームは、男性専用として「ホームハーモニー」3ヶ所を所有している。働く場所は、ホテルの清掃業務と食堂「きいちゃん食堂」を経営、また、今回、視察はできなかったが、同じA型継続支援施設として「十勝ベール」(帯広市内)も経営している。

説明によると、国の制度を利用し、高齢者、障害者等の介護保険、グループホームの併設により運営しているが、A型施設の単体では収益の確保は難しく、親会社の支援をもらっているとのことであった。

(2)株式会社しんかーず

管理栄養士6名を採用し、主に弁当の配食を行っている。特に病院退院後の食事制限等のあるものについては、栄養

指導も含め、米飯140g、240gで調理し、安価で年間23万食の配食(イベント参加も含む)を行っており、経営は安定しているが、現在の施設では狭隘であるので別の場所も視野に検討しているとのこと。また、「なぜ株式会社なのか」では、社会福祉法人を取得したり、行政等に頼ると立案から決定まで時間がかかることや運営が難しくなるなど、民間ならではの発想ができなくなることであった。

株式会社しんかーずは、就労継続支援A型施設20名、B型施設20名2か所、自立訓練施設20名、共同生活援助事業所4名4か所を有している民間の会社である。

(3)公益社団法人青年海外協力協会

地方の活性化事業に福祉事業を絡めて事業を展開しており、障害福祉サービス事業の状況について更別の障がい者数、障害者総合支援法関連の給付・事業の内容、施設整備

にかかる補助金等含めて説明を受けた。

特に就労継続支援やグループホーム等、事業別に人員配置、サービス内容、報酬単価等具体的な話があり最近の傾向についても話がなされた。

また、国が新たに位置づけた共生型サービスの概要については、人口減少の進む中、地方においてこの形が進むと考えられ、佛子園の取組みが参考となっていることも話された。佛子園では商品開発や就労施設の利用等が地域の交流の中で育っている。更別村においてもごちゃまぜのコミュニティの創造、生涯活躍のまちのコミュニティ活性化にもつながるよう業務を進めているとのことであった。

委員の意見として

- ・本村の人口規模では、A型施設の経営は単体では、非常に難しい。
- ・A型にこだわらず最初は、B型からスタートすることもある。
- ・障がい者(子ども)の親が亡くなった後、グループホームは必要になる。
- ・CCC事業は、基本は民

間であっても行政が参入しないと経営は難しい。

- ・本村では、雇用できる企業が少ない。等

平成18年9月に策定されたリラクタウン構想の再構築を中心に、さらべつ版「生涯活躍のまち」構想が今年3月に策定される等、現在、関係者等による検討会議でも議論が重ねられており、解決を要する課題も多いことから、当委員会としては、今後も継続して調査を行う必要があるとの結論に至った。

産業文教常任委員会

▼調査事項

農作物の作況について

▼調査期日

8月29日

▼調査結果

春の播種作業は天候にも恵まれ、概ね順調に進んだが、6月から7月中旬過ぎまでは、曇りや雨、日照不足が続いた。気温は平年並み。7月下旬から8月上旬までは晴天で極端な高温、その後8月下旬までは平年よりやや低温で推移している。



秋まき小麦は、7月中旬の曇りや雨の心配も続いたが、7月下旬からの収穫期に天候に恵まれ、概ね順調に収穫を終え、乾燥調製中である。馬鈴薯は収穫中で大きさにについては順調に肥大している。金時、大手亡、小豆、大豆、甜菜、5種類の作物については、現地調査で確認した。

(1)金時 生育は平年並み着莢数は少ない。

(2)大手亡 生育がやや遅れ、着莢数は少ない。

(3)小豆 生育がやや遅れ、着莢数は極めて少ない。

(4)大豆 生育は開花時期が遅れ、着莢数は少ない。

(5)甜菜 移植、直播ともに生育平年並み。

調査の結果、豆類は6月から7月中旬過ぎまで続いた日照不足と7月下旬の急な高温の影響を受け、生育に遅れが見られたが、地域での作物の生育に差は少ない。

これから登熟期をむかえるが、今までの農業基盤整備や土づくり、農業者の努力が功を奏し、好天に恵まれる事を期待する。

第3回定例会 審議した議案と各議員の賛否

※ 高木修一議長は採決には加わりません。

種類	件名	遠藤久雄	上田幸彦	小谷文子	松橋昌和	太田綱基	安村敏博	織田忠司	審議結果
報告	平成30年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件	—	—	—	—	—	—	—	報告済
承認	令和元年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件	○	○	○	○	○	○	○	承認議決
議案	教育委員会委員の任命につき同意を求める件	○	○	○	○	○	○	○	同意議決
	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	更別村立特定教育・保育施設保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度一般会計補正予算（第4号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
認定	平成30年度一般会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	○	○	○	○	認定議決
	平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	○	○	○	○	認定議決
	平成30年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	○	○	○	○	認定議決
	平成30年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	○	○	○	○	認定議決
	平成30年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	○	○	○	○	認定議決
	平成30年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	○	○	○	○	○	○	○	認定議決
意見書	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	「給食費の無償化」を求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の件	○	○	○	○	○	○	○	原案可決



一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に添って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。できるだけ多くの方に傍聴していただきたいので、一般質問はなるべくナイター議会で行うようにしています。

ページ	質 問 事 項	質問議員
7	人事評価制度の実施状況と今後の活用等について	上 田 幸 彦
8	生涯活躍のまちづくり構想における理念の共有と、行政の果たすべき役割について	遠 藤 久 雄
9	市街地の形成と宅地の確保について	織 田 忠 司
10	スマート一次産業事業導入実現に向けての対応について	安 村 敏 博
11	ひとり親家庭等の医療費の助成における、親の支援拡大について	小 谷 文 子
12	農福連携の推進に向けての村の考えを伺います。	松 橋 昌 和

人事評価制度の実施状況と今後の活用等について

長——人事管理の基礎として活用可能な制度とするよう努めていく



上田議員

上田議員 本村における人事

評価の実施は、職員の業務に

対する能力と実績を評価して

伝えることにより、その能力

を最大限に引き出し、一人ひ

とりの気つきと意欲、自発性

の高揚をもって、組織全体の

士気や業務の能率向上を進め、

より一層の住民サービスの向

上を図ることを目的として、

平成15年10月、課長職を対象

た目標の達成度を評価する「目

標達成度評価」と職務上求め

られる行動について評価する

「勤務成績評価」の二つの方

法により実施するとされてお

り、各課職員の評価者は、そ

の職場のトップである課長職、

そして、それらを含めて評価

する最終評価者は、村長以下、

理事者であります。

私も、人事評価制度は、職

員の意識改革や人材育成、政

策能力の向上、人事異動等、

あるいは行政を進める上で今、

何が必要で、何が求められて

いるのか。また、面談等を通

じて上司が部下を把握し、的

確に指導し育てる上で大変重

要なことだと考えており、こ

のことが職場内を活性化させ、

ひいては、住民サービスの向

上や村の発展に繋がっていく

ものだと思っています。

この人事評価制度によって、

職員の給与や昇給、昇格、人

事異動等に現在、どこまで反

施要領の目標設定では、各課

の課長職は、村長の指示事項

等を踏まえた中で、業務の内

容を示すとされていることか

ら、私は、この人事評価制度

を積極的に活用することによ

って、第6期総合計画をはじめ

各種計画や執行方針、村長

が掲げるマニフェストの実行

など、今まで以上にスピード

感を持って村づくりが推進で

きるものと思っています。

人事評価制度が、今後の果

たす役割と活用等について、

村長は、どの様に考えている

か質問します。

村 長

平成13年12月、公

務員制度改革大綱が閣議決定

され、能力評価と業績評価か

らなる新たな評価制度の導入

が示され、地方公務員制度に

おいても、国家公務員制度の

改革に準じ、所要の改革を行

うこととされました。

人事評価制度導入の背景に

は、分権型社会の実現に向け

た改革が加速的に進む中、

複雑、多様化する住民ニーズ

に柔軟かつ迅速に対応し、最

小の経費で最大の効果を挙げ

るためには、職員一人ひとりの

能力や適性を最大限に生か

す人事管理体制を構築し、職

員の士気を高め、組織を活性

化させていくことが求められ

たことにあります。

こうしたことから、本村に

おいても平成15年10月から課

長職を対象に目標管理制度の

試行を実施し、平成16年4月

からは対象者を課長補佐職に

拡大、平成19年4月から全職

員を対象に実施してまいりま

した。

平成19年7月には、能力主

義、実績主義の導入などを柱

とした国家公務員法の一部が

改正されたことから、国では

平成21年度から本格実施とさ

れましたが、本村においては、

引き続き試行による実施を継

続し、制度の改善に努め、平

成26年度に本格実施に移行し

たところです。

平成28年4月には、改正地

方公務員法が施行され、職員

の任用が、人事評価その他の

能力の実証に基づき行うもの

であることや、職員がその職

務を遂行するに当たり発揮し

た能力及び掲げた業績を把握

した上で行われる人事評価制

度を導入し、これを任用、給

与、分限その他の人事管理の

基礎とすることとされました。

この改正により人事評価制

度には、職員の主体的な職務

遂行や自己啓発を促し、職員

の人材育成と組織の活性化を

図ること、適材適所の人事配

置や給与等への反映など、能

力実績に基づく人事管理を推

進すること、これらを通して、

主体的・自律的な職員を育成

し、行政サービスの向上を図

ることが求められました。

人事評価制度は、評価者の

評価基準に対する目線を一定

に合わせることに難しく、評

価者能力の格差による評価の

ばらつきが生じないようにし

なければなりません。

今後も、実施要領の改善や

評価者研修の実施による評価

者のレベル向上等により客観

性、公平性、統一性を確保し、

任用、給与、分限その他の人

事管理の基礎として活用可能

な制度とするよう努めてまい

りたいと考えています。

生涯活躍のまちづくり構想における理念の共有と行政の果たすべき役割について

村長——理念を共有し実現に向け努力いただけるとともに、人材の確保について検討していく



遠藤議員

遠藤議員 1. この構想の目指すところは、人と人とのつながりの中で、誰れもが孤立・排除等から解放され、コミュニティのかけがえのない一員として包みこみ、支え合える社会の実現であり、特に様々な「困り感」を持つ人たちが、ありのままの自分で日常生活を営める地域社会を生み出すことだと考えます。「ソーシャルインクルージョン」地域共生社会」

4 法人の中には、高齢者福祉サービス事業、障がい福祉サービス事業を運営する法人があるが、このサービスの法律上の基本理念は、真逆のものです。

こうした中で、理念を共有

し一体的に事業展開することは可能でしょうか。村長の見解を求めます。

2. しかしながら、4 法人による運営を実現しようとするなら有能な人材をコーディネートとして置くことが必要であり、それは行政の責務であると考えます。

村長の見解を求めます。

村長

「さらべつ版生涯活躍のまち」構想は、「中高年齢層が、希望に応じ地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を指すものです。

今年度は、基本構想を具体化する実施計画を策定することとしており、引き続き公益社団法人青年海外協力協会へ委託しています。

構想は基本構想、実施計画、仕組みづくりという工程で3

年をかけて作り、事業実施は令和4年を目標に取り組むこととしています。

構想の策定に関しては、「さらべつ版生涯活躍のまち推進協議会」を設置、2つの検討部会の開催により、課題整理や意見集約を行っております。

「質問の1点目、構想を具体化するためにその場所をどうやって運営していく方向とするのか、中心となる4団体において運営会議を開催し取り組んでまいりました。

事業収支の確保の観点から指定管理方式による施設管理を想定し、受託する事業者については4団体による「コンソーシアム」方式をたたき台に検討を進めてきたところです。

運営について、就労事業は、社会福祉法人社会福祉協議会、高齢者デイサービスは、社会福祉法人博愛会、放課後等デイサービスは新たに設立された一般社団法人めぶきの森が担当する方向とし、既に事業

を行っている就労支援B型事業所・株式会社エースフロンティアとの連携を図りながら、「ごちゃまぜ」の連携方策の検討を進めています。

「質問の「理念の共有」につきまして、高齢者福祉サービスの基礎となる「老人福祉法」については、第2条に基本的理念が示され、障がい者福祉サービスについては「障がい者基本法」の第1条「目的」において理念がうたわれるとともに、「障がい者自立支援法」においては、「社会参加の機会の確保」など、障がいの有無によつて分け隔てのない「共生社会」を目指す方向性が示されています。

高齢者と障がい者に関して、それぞれ法律が制定された背景や目的があり、表現や立場が異なることは理解するところですが、福祉サービスを受けながら地域で安心して暮らせる、また互いを尊重し心身の健康を保持しながら自立した生活を営める社会を目指すことにおいては、理念は共通するものと考えています。

本村において、現在進めている手法については運営する

各団体がそれぞれの役割を果たしながら4団体が理念を共有し、「ごちゃまぜ」による共生社会の実現を目指すものであり、実現に向けて努力してもらえらるものと考えております。

質問の2点目、「ごちゃまぜ」の実現に向けた「コーディネーターの配置」につきましては、運営団体の連絡会議においてもそのような人材の確保が求められており、村としても事業のスタートに向けては福祉分野の有資格者、あるいは事業所等での実務経験のある人材の必要性については、十分認識しております。

今後、人材の確保に向けた課題の解消を図りつつ、また、本事業の計画策定や事業内容等については、意見を聞く場として「生涯活躍のまち推進協議会」を設置し検討を進めてきましたので、そのような経過も踏まえつつ、引き続き前向きに検討してまいりたいと考えております。

市街地の形成と宅地の確保について

長——喫緊の課題として分譲地を確保するとともに、引き続き訪問相談、情報収集により対策に努める。



織田議員

織田議員 本村では、施策として移住・定住を進めてい

ますが、家を建てたいけれど宅地が見つからないという声をよく聞きます。施策を進める上での宅地を確保することは喫緊の課題だと思いますが、それと同様に、10年、20年後の市街地を見据えた計画も必要です。老朽化が進む公共施設。たとえば、中学校や学校給食センターなど、これから耐用年数を向かえる建物を、どこに建てるのか。あるいは、病院跡地など、あまり利用されていない村有地の活用方法をどうのよう形成するかを検討、計画した上で宅地造成を進めるべきではないでしょうか。

又、一方で市街地の空洞化対策、空き地、空き家の利用促進対策も必要です。村でも職員が対応に当たっていますが限界があります。

そこで、空き地、空き家について相談を受けたり、あるいは仲介をする方を委任してはどうでしょう。それには不動産取引の資格も必要かもしれませんが、村民に馴染みのある方が相談を受け、推進していただければ、今以上の空き地、空き家対策につながると思います。村長の考えをお伺いいたします。

村長

本村においては、これまで市街地形成における土地の利用に関しては、事業の実施に際して策定する構想や計画、例えば、保健・医療・福祉に関する施設について一体的な整備を進めた福祉の里構想、また宅地分譲と高齢者福祉施設などの整備を推進するリラクタウン構想、また、すずらん団地などの宅地造成

など、事業の目的や時代の情勢に応じて最も適する場所を選定し、市街地の形成を進めてまいりました。

実務的には、役場庁舎内においては課長職による「土地利用会議」を設置し、施設整備等に伴う村有地の売買や宅地造成などにおける候補地の検討など情報の共有を図り、協議の上、進めているところでございます。

一方、法定上の計画に関しましては「国土利用計画法」における市町村計画、「都市計画法」に基づく都市計画ともに、策定について義務付けはないこともあり、本村独自の土地利用計画の策定には未だ至っておりません。

ご指摘の宅地分譲につきましては、これまで分譲しておりまして「コム二団地」が今年度1区画、また今年分譲しました「すずらん団地」2区画も完売し、現在村が分譲する宅地がないことから、喫緊の課題として早急に対応を図る

べく、候補地を選定し所有者等との具体的な協議を進めているところでございます。

また公共施設については、昭和52年建築の更別中央中学校、昭和54年建築の学校給食センターなど、年数の経過が進む施設が今後増えていく状況ですが、建て替えとすることか改修による長寿命化を図るのか、厳しい財政状況を勘案しつつ今後の方針を定める必要があると考えております。他の公共施設につきましても改築が必要な場合には、この点を十分配慮してまいりたいと考えております。

今後、市街地における適切な位置、既存コミュニティとの融合、移動手段などを見通していく必要性があり、村独自の中長期的な土地利用に関する計画やビジョンの策定について、調査検討してまいりたいと考えております。

もう1点のご質問であります、空き地空き家に関する相談業務の委任についてですが、現在、村では「空き地空き家バンク」事業を実施しています。空き地空き家を所有する方がバンクに登録し、希望者の方にご紹介するマッチング

のシステムとしていますが、現在の登録は空き地が9件、空き家が3件であります。空き家としての活用が見込まれる家屋については、所有者へのアンケート調査、また担当職員や昨年度配置しました地域おこし協力隊の移住定住支援員が直接訪問するなど、利活用に向けた取り組みを進めております。

仲介者への委任という議員からのご提案も十分理解するところですが、基本的には個人の財産であり、所有者の方のご意向やご事情を踏まえた上で対応をしていきたいと考えております。

高齢化や核家族化など生活スタイルの多様化、また将来の人口減少が想定される中で、今後も空き地や空き家の増加が見込まれることから、引き続き訪問や相談、情報収集を行うことにより、空き地空き家の利活用や市街地の空洞化対策に努めてまいりたいと考えております。

スマート一次産業事業導入実現に向けての対応について

村長——実用化に向けた研究を進め導入実現に向けた取り組みを進める。



安村議員

安村議員 村は、国の助成金を受け、農林水産業IoT（インターネット・オブ・シングス）モノのインターネット化推進により、経済的・人的効果の向上実現を目指すべく、ロボットトラクター（無人）、ドローン新技術による鳥獣害被害の縮小、スマート定住条件強化事業での「デマンド交通」利用者の要求に応じたバスやタクシーの運行の予約システムなどを事業に盛り込んでいるが、刻々と激変する国内外情勢を鑑み、単に経済的側面だけを捉えた計画には違和感がある。第6期総合計画で「住みたい 住み続けたい まち」をスローガンとし、地域創生のための重点施策につ

き記述している。なかでも、農業者を含む人口減少や少子高齢化・子育て・障がい者対策は村の存亡をかけての必須の取り組みである。ICT（情報通信技術）の活用事業は、すでに道内各地で官民共同により、より実践的実証事業が展開されているなか、更別村が行う実証事業の特質とは何なのか見解を求めたい。本実証事業が研究のための実証実験事業であってはならない。

大切なことは総合計画冒頭での「ともに未来をつくりあげていく」住民の充足感があってはじめて村の魅力が発信できる訳で、近々の課題に対し、住民と行政とのミスマッチがあってはならない。村長の「スマート村」構想での技術革新（イノベーション）を進める真意と方策につき見解を求めたい。

①今般、スマート農業の推進として近未来技術等社会実装事業が採択されたが、あくま

でも導入実現を根拠としているのか。

②本実証事業の課題として規制制約や法的整備においてのハードルが高く、事業実施の足かせとならないか。

③国内農業ではTTP締結・EPA・FTAなど市場開放による価格激化が進むなか、農業者への関連費用負担増が想定されるが、導入実施に向け如何なる検証をもって推進して行くのか。

④スマート定住条件強化事業での「デマンド交通」や買い物システムなど、行政主導による費用負担の在り方、さらには利用者頻度、導入の时期的課題もあると推測されるが、財源確保等があつての計画となつていいのか。

村長

ご質問の1点目、本村の農業は既に大規模化が進んでおり、家族経営で現在の規模を維持するには更なる省力化や効率化が必要で、先

端技術を取り入れ農作物を管理することにより、収益性の向上が図られるとともに、所得向上が期待されるところであります。農業関連企業においてもそのような観点から、実用化に向けた研究を進めています。すでに一部メーカーではロボットトラクターを販売しており、現在研究段階の製品についても、早い段階での販売が想定され、GPSトラクターをはじめ、村内にも導入は始まっている状況と認識しています。

ご質問の2点目では、例えばドローンの飛行については「航空法」による規制がありましたが、農林水産省から発出されたガイドラインでは、補助員配置の制限が残るものの、編隊飛行など多くの面で緩和が進んでおります。

本実証事業については全国で事業採択されており、各地で行われる分野ごとの試験を継続する中で、課題を整理し社会実装に向かうものであり、国においても、2025年を目標に農業現場への新技術普及に向けた取り組みを進めていることから、技術的な課題

の解消と併せて法整備も進むものと考えております。

ご質問の3点目では、TTP11、日欧EPAの締結や日米貿易交渉の影響など、国内外の農業動向には危機感を持つており、関連した費用負担等については現段階では測りかねるところですが、国や道、農業関係団体の動きと連携を深め、適切に対応してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、スマート定住条件強化型につきましては、農林水産省の農山漁村振興交付金に含まれるものです。

1年目の今年は、事業計画の策定と交通や買い物といった村の課題に取り組むこととし、現在村内の交通に関するアンケート調査や村民バス利用者の調査を行っております。また、「デマンド交通」の実証試験にも取り組む予定です。

試験運行の利用状況と、調査結果などを勘案し、利用しやすい移動手段の確保の検討を進め、予算については、現在の村民バスの予算規模が目安となりますが、新たな財源として国庫補助金の活用についても調査中でございます。

ひとり親家庭等の医療費の助成における、親の支援拡大について

村長——他の制度との均衡を考えより効果的な方法を検討する



小谷議員

小谷議員 時代は正しく「少子高齢化」社会に突入し、声高に「対策」はどうあるべきなのかと、日本国中が悩み、問われ続けている状況です。

昨年3月、国勢調査を基に地域別将来推計人口が公表され、2015年～2045年の30年間で人口が半減する市町村も有るとの事。あくまでも推計ですが、更別村の2045年人口も2425人・高齢化40・4%・増減△23・9%とありました。今日、更別村における平成30年度の出生は22人・自然減は40人、また子供の出生率は、平成28年度十勝総合振興局発表によりますと1・60人。因みに全国1・45人・北海道1・31人の出生

率であります。

「今を生きる・生き抜く」子供たちが健やかで心豊かに成長する様願うのは、何時の時代も皆同じ筈ですね。更別村では、切れ目のない支援や業務を打ち出し、他の町村よりも一歩先んじた「子育て応援課」設置が平成29年でした。

これは、皆様もご承知と存じますが、保健福祉課で担当しております「児童福祉部門」と「母子健康部門」とを業務統合し、1. 子育て応援係2. 母子保健係の2つの係を設置した訳であります。

さて村長は、平成29年1月1日に「更別村子ども・子育て応援宣言」を発表致しましたね。ここに抜粋させて頂くことをお許し願ひまして、その宣言には、「子どもたちは、更別村の宝であり、更別村の未来そのものです。その子どもたちが夢に向かって成長し、心豊かに育つふるさとをつくるためには、安心して結婚・

出産・子育てできる環境を充実させ、地域ぐるみで子供を守り・育てる事が大切です。(中略) 日本一の子育ての村を目指し、ここに「更別村子ども・子育て応援宣言」を行います」と、ございます。この宣言を踏まえまして村長にお訪ねさせて頂きます。

「子ども」の幸せは「親」の幸せで有り、誰もが望みます。しかし多様性の今の時代、様々な親と子ども

の事情等や家族の有り方等も、しっかり受け止めて、「子育て応援課」を始めとした心優しい「サポート」を期待する所です。現実ひとり親家庭も、仕事・子育て・保育・教育と何れもとても大切ですが、一番大切な事は、共に暮らす「親の健康」ではないでしょうか。更別村は医療費の助成対象者として、ひとり親家庭の親の入院・20歳未満の児童の入院・通院とあります。音更町では前記の助成対象者をひとり親

家庭の父か母・20歳までの児童で、病気やけがで医療機関を受診したとき。とございませす。つまり、ひとり親の通院は更別村では、医療助成の対象外になります。

確かに村の子ども・子育て支援は、とても手厚いと村民の方も仰っておられますし、私もそう思っております。合わせて子育て環境も親の健康も正に欠かすことは出来ません。そこでもう一歩踏み込んで、日本一の子育ての村を目指すならば、今一度申し上げます「ひとり親家庭等の医療費の助成」を、親の通院まで拡大は考え頂けませんでしょうか。

以上、村長の「子ども・子育て応援宣言」に大いに期待申し上げつつ、「全ての子どもの未来と幸せ」の為に、親は、「太陽」なのですから、前向きなお答えを是非とも村長にお願い申し上げます。

村長 ご質問にある「ひとり親医療費助成制度」は北海道医療給付事業を基本として実施し、道の基準のとおり

ら1/2の補助があります。その他、各町村が独自に対象者、自己負担額等を拡大して実施している場合があります、更別村の場合3歳未満児の初診時一部負担金、3歳以上18歳の年度末までの子どもがいる非課税世帯の初診時一部負担金、住民税課税世帯の児童の1割自己負担分を給付することにより拡大して実施しております。

議員のお調べになられた音更町と比較し劣っている点は議員の質問にあるとおり親の通院費用の助成で、音更町では非課税世帯に対しては自己負担分全額、課税世帯に対しては自己負担分の3割を1割負担としています。

議員のおっしゃるとおり、子育て環境に親の健康は欠かせないかとわたくしも考えます。村としても、重度身体障害者医療費助成、乳幼児医療費助成、こども医療費助成もあることからその他の制度との均衡等も考え、子育て支援策の充実を図る上で、より効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

農福連携の推進に向けての、村の考えを伺います。

長——農福連携事業の実施希望に対して、村としてもバックアップしていくべきと考える



松橋議員

松橋議員 障害者が、農業に従事するという、農業と福祉を連携させた取り組み。

厚生労働省は、就労支援モデル事業を、2020年度から始める方針。

20年度予算約1億円、就労希望者を受け入れる農業事業者、自治体に設けられている、自立相談支援機関と「マッチング支援機関」と各地の農協、農業法人などを想定

市町村単位ですることにより、広域での取り組みを目指す。就労支援を受けることを、希望する人が多い都市部と農業体験の場である農山村が離れている。こうした距離の離れた地域同士の連携を進めたい。

農水省は、16年度から「農

福連携による障害者の就農促進プロジェクト」農水省と厚生労働省「農福連携」に取り組んだ19年3月に「JA全中」「JA全農」が3ヶ年計画に「農福連携」に取り組むという文言を盛り込み6月に「農福連携等推進ビジョン」を掲げ、国を挙げて農福連携に取り組みを、宣言しました。

障害者は、全国で937万人（内18〜64歳362万人）一般就労、障害者福祉サービス事業所で就労する者は23・4%

困難なのは、地域により、歴史、生活習慣、主体、関係性、資源が異なるからである。地域での、具体的取り組みパターンとして

①農業法人などで障害者雇用

②農家が、障害福祉サービス事業所の設立

③障害福祉サービス事業所への農業技術指導

④JAなどが、障害福祉サービス事業所が生産した農産

物を販売

経済界、消費者等を巻き込んだ、社会全体への広がりが必要と考える。

村 長 農福連携の推進に向けての村の考えとのことですが、現在村では「さらべつ版生涯活躍のまちづくり構想」の中で実施計画を策定中ですが、温泉を核として、高齢者デイサービス、児童の放課後デイサービス、療育相談、障害者の就労支援事業を展開し、一般の方、高齢者、障害者・児童が自由に交流できる場を設け、ごちゃまぜの社会を実現しようという構想中です。

その中の中心事業としての障害者の就労支援をどのような方法で展開していくかも課題として現在検討中です。

障害者の就労支援は、制度として3つがあり、就労継続支援には雇用契約に基づいた勤務が可能な方の一般企業への就職が難しい方の訓練を行

う就労継続支援A型、A型の

仕事の内容が難しい方、年齢

や体力などから一般企業で中々

向かない方を対象として訓練

を積んで就労継続支援A型や

就労移行支援を目指す就労継続

支援B型、就労支援施設で

マナー、挨拶、コミュニケーション

トレーニング等の訓練

を受けつつ一般企業への就労

を目指す就労移行支援、先の

サービスを受けた方やその他の

の自立支援サービスをうけ、

障害者雇用枠で一般就労した

方のための働きやすい環境づくり

のサポート、具体的には

働いてから出てきた悩み、相談、

トラブルへの対応を行う

就労定着支援等があります。

本計画の中でこの3つのサ

ービスから障害者の就労への

入り口となる就労継続支援を

考えておりますが、現在、更

別村には就労継続支援B型施設

のクローバー・モアがあり、

その事業のメインとして配食

サービスを実施し、この事業

所と、新たに検討している事

業所との事業の棲み分けや、

サービス受給者の確保等、検

討・調整すべき事項があり、

現在もサービス内容について

検討している状況です。

議員の質問事項にある農福

連携ですが、厚生労働省、農

林水産省で令和6年度までに

取り組む主体を3000創出

することを目的に予算化され

ておりますが、本村の場合、

未だに事業の中身を検討して

いる段階にあり、また、クロー

バー・モアも同様ですが通

所する障害を持つ方の特性や

希望もあり、形だけを先に作

ることが事業所の足かせになる

可能性も考えられます。

「村民の誰もが安心して健

康に住み続けられるむらづく

り」がさらべつ版「生涯活躍

のまち」基本構想のコンセプト

トであり、その実現に向けた

各種施策を展開し、実現に向

けて事業実施を考えておりま

すが、事業所が立ち上がり、

利用者の特性、希望により農

福連携の事業もやりたいとの

ことであれば、村としてもバ

ックアップしていくべきと認

識しております。

意見書

国、道に対して意見書を提出しました

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書

国において、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう求めるものです。

（提出者）安村敏博

（賛成者）上田幸彦、松橋昌和

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすことを求めるものです。

（提出者）太田綱基

（賛成者）遠藤久雄、上田幸彦、松橋昌和
安村敏博、織田忠司

「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書

独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。また、地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とする「これからの高校づくりに関する指針」を見直すことを求めるものです。

（提出者）織田忠司

（賛成者）上田幸彦、松橋昌和

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書

国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。また、35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てることを求めるものです。

（提出者）上田幸彦

（賛成者）松橋昌和、安村敏博

「給食費の無償化」を求める意見書

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことをふまえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保障するため、国の責任による給食費の無償化を求めるものです。

（提出者）小谷文子

（賛成者）上田幸彦、松橋昌和、織田忠司

特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書

特別支援学校には「設置基準」がないことから80学級を超える学校があっても、新たな学校建設や増設が検討されず、子どもと教職員に負担を強いている。また、特別支援学級では、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状であることから、特別支援学校の設置基準の策定、特別支援学級の学級編制標準を改善することを求めるものです。

（提出者）遠藤久雄

（賛成者）松橋昌和



友好姉妹都市 宮城県東松島市

を表敬訪問しました

平成31年4月に行われた村議会議員選挙で初当選となった遠藤議員、小谷議員の2名の議員と、村訪問団の一員として高木議長が、10月7日、9日の日程で友好姉妹都市の宮城県東松島市を表敬訪問いたしました。8日には、渥美市長はじめ特別職の皆さんに表敬訪問を行うとともに大橋議長をはじめとする市議会へも表敬訪問を行いました。その後、鷹来の森運動公園



エリア内でエネルギーを地産地消できる
スマート防災エコタウン

議会日誌

8月	19日	議会広報研修会に議長出席	10月	3日	中札内村議会総務厚生・産業文教常任委員会合同所管事務調査に議長出席	13日	更別村敬老会に議長出席
9月	1日	更別村功労者表彰式に議長出席	7日	7日	友好姉妹都市表敬訪問に遠藤議員、小谷議員出席	20日	学童保育所地鎮祭に議長出席
9月	3日	議会運営委員会	9日	9日	新潟県刈羽村議会（清政会）行政視察に副議長出席	28日	更別中央中学校文化祭に議長出席
10月	3日	全員協議会	12日	12日	札幌さらべつ会総会に議長、上田議員出席		
10月	3日	議会運営委員会	25日	25日	議会運営委員会（広報）		
10月	10日	第3回議会定例会	28日	28日	十勝町村議会議長会議員研修会に全議員出席		

12月定例会

12月11日開会 (予定)

議会は公開しています。
いつでも傍聴できます。

◆議会を傍聴しませんか◆

議会の会議は、本会議、各常任委員会とも公開しています。今、何が行政課題となっているか、議員の活動を通じて知っていただくために、ぜひ一度、傍聴においでください。受付票に住所、氏名、年齢を記載していただければ、自由に傍聴できます。会議の日程は変更する場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

問合せ先 議会事務局 ☎52-2117

編集後記

手狭で課題となっていた学童保育所の増設工事が着工し、来年度からは運営が開始されます。子供達が安心して学び育む施設となるのは当然の事、地域住民も含め助け合い、笑顔で生き生きと過ごせる場所となるよう期待しております。

基幹産業である更別農業は、収穫期を迎え、断続的な天候不順の影響もある中、安定した収穫ができた事は、農業者の日々のたゆまぬ努力の成果であり、敬意を表する限りであります。

スマート農業を推進する中、ドローンでの農薬散布や農薬濃度の課題、インターネット通信網や道路整備など課題が多くあります。村の事業が研究のための研究ではなく、農業者に有益となるよう普及し、国際的な市場開放に打ち勝つ農業を確立していかなければなりません。

議員一同、皆様の声を村政へ訴えて参りますので、ご意見等お寄せ頂ければ幸いです。

(太田委員 記)